

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、本院議員提出1件及び衆議院議員提出1件の合計3件であり、そのうち内閣提出1件及び衆議院議員提出1件の合計2件を可決した。

また、本委員会付託の請願2種類19件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆第16号)(衆議院提出)は、政治に対する国民の信頼を回復するため、衆議院議員又は参議院議員のいわゆる私設秘書によるあっせん行為による利得等を処罰しようとするものであり、議員秘書あっせん利得罪の主体に、衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は参議院議員の政治活動を補佐するもの(いわゆる私設秘書)を加えるものである。

委員会においては、本法律案の外、公職にある者、いわゆる私設秘書を含めた公職にある者の秘書及び公職にある者の親族による特定の者に利益を得させる目的でのあっせん行為に係る収賄等を処罰することなどを内容とする民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護憲連合共同提出の公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(参第17号)を一括して議題とした。あっせん利得罪の処罰対象を私設秘書に拡大する趣旨、処罰対象を親族等にまで拡大することの当否、処罰対象の拡大と自由な政治活動に対する影響、国民の政治に対する信頼回復のための方策等の質疑が行われた。また参考人から意見聴取を行った。衆議院提出の公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆第16号)について質疑終局の後、討論を行い、本法律案は賛成多数をもって可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受け、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定する等の措置を講ずるものである。

委員会においては、1票の格差の2倍未満達成の必要性、市町村合併の進展と区割りの在り方、現行の衆議院小選挙区比例代表並立制の問題点等の質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、本法律案は賛成多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成14年1月21日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年5月31日（金）（第2回）

- 特別委員長の補欠選任を行った。

○平成14年6月12日（水）（第3回）

- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員保利耕輔君から趣旨説明を聴き、

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）について発議者参議院議員江田五月君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月28日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、同池田幹幸君、同平野貞夫君、同大脇雅子君、発議者衆議院議員白保台一君、同保利耕輔君、同町村信孝君、同西博義君、同亀井久興君、同西川太一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月8日（月）（第5回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）

以上両案について参考人筑波大学名誉教授・元最高検察庁検事土本武司君、政策研究大学院大学教授飯尾潤君及び日本大学法学部教授板倉宏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月12日（金）（第6回）

- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、同小川敏夫君、同平野貞夫君、同大脇雅子君、発議者衆議院議員保利耕輔君、同町村信孝君、同西博義君、同西川太一郎君、同白保台一君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月17日（水）（第7回）

- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、発議者衆議院議員保利耕輔君、同町村信孝君、同亀井久興君、同西博義君、同西川太一郎君及び政府参考人に対し質疑を行い、

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について討論の後、可決した。

（衆第16号） 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民

○平成14年7月19日（金）（第8回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年7月22日（月）（第9回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）について片山総務大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第101号） 賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産、国連

○平成14年7月31日（水）（第10回）

- 請願第1391号外18件を審査した。

- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第101号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、平成12年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、20都道府県において68選挙区の改定を行う。
- 2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員数について、平成12年国勢調査の結果に基づき、南関東選挙区を22人（現行21人）とし、近畿選挙区を29人（現行30人）とする。
- 3 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼を回復するため、衆議院議員又は参議院議員のいわゆる私設秘書によるあっせん行為による利得等を処罰しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 議員秘書あっせん利得罪の主体の拡大

議員秘書あっせん利得罪の主体に、衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は参議院議員の政治活動を補佐するもの（いわゆる私設秘書）を加える。

2 その他

(1) いわゆる私設秘書によるあっせん利得罪についても、国外犯処罰規定を設ける。

(2) この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

（4）付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
101	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	14.5.24	14.7.18	14.7.22 可決	14.7.24 可決	14.6.11 倫理選挙	14.7.17 可決附帯	14.7.18 可決

（注）附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
17	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	江田 五月君 外4名 (14.6.10)	14.6.11		14.6.11	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
16	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	保利 耕輔君 外6名 (14.4.26)	14.4.30	14.6.6	14.6.11	14.7.17 可決	14.7.19 可決	14.5.16 倫理選挙	14.6.6 可決	14.6.6 可決